

渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、若者の市内への就業及び定住を促進するとともに、市内中小企業者等の人材確保を目的に、市内中小企業者等に継続して常用雇用された新規学卒者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち収益事業を行う者のいずれかに該当するもの。ただし、常時使用する従業員が300人を超えるものは除く。

(2) 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条に規定する中学校、第49条の2に規定する義務教育学校、第50条に規定する高等学校、第63条に規定する中等教育学校、第72条に規定する特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、第83条に規定する大学、第83条の2に規定する専門職大学、第97条に規定する大学院、第108条に規定する短期大学、第115条に規定する高等専門学校又は第124条に規定する専修学校（以下「学校等」という。）を卒業した者

(3) 常用雇用 雇用期間を定めずに雇用されていること。ただし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者に該当する場

合は除く。

(4) Uターン 市の住民基本台帳に記録されている者が、進学により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定に基づき県外の市区町村に転出届の届出をし、1年以上県外に居住した後、常用雇用開始前後3か月以内に同法第22条の規定に基づき市に転入届の届出をすることをいう。

(5) 渋Pay しぶかわ電子地域通貨「渋Pay」事業実施要綱及びしぶかわ電子通貨「渋Pay」利用規約に規定される電子地域通貨をいう。

(奨励対象者)

第3条 奨励の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす新規学卒者とする。

(1) 常用雇用の開始日が、申請前年度の9月1日以降であり、かつ、学校等を卒業した日が属する月から翌年の同月までの間であること。

(2) 常用雇用された月を含む6か月以上の間、同一事業者において勤務を継続していること。

(3) 常用雇用の開始日において、年齢が30歳未満であること。

(4) 次に掲げる要件を満たす中小企業者等に常用雇用されていること。

ア 市内で事業を営んでいること。

イ 原則として、法人にあっては法人税申告を、個人にあっては所得税又は住民税に関して営業等の事業所得の申告をしていること。

ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項に定める雇用保険適用事業所設置届を公共職業安定所に提出していること。

エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に定める労働者名簿及び同法第108条に定める賃金台帳を調製していること。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものでないこと。

カ 渋川市暴力団排除条例（平成２４年渋川市条例第３０号）第２条第１号に規定する暴力団又は中小企業者等の事業主が同条第２号に規定する暴力団員ではないこと。

（５） 常用雇用された中小企業者等の事業主と３親等以内の親族関係ではないこと。

（６） 渋川市移住支援金交付要綱（令和元年渋川市要綱）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（７） この要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。

（８） 渋川市暴力団排除条例（平成２４年渋川市条例第３０号）第２条第２号に規定する暴力団員ではないこと。

（９） 市区町村税を滞納していないこと。

（奨励金の額）

第４条 奨励対象者１人当たり、渋 P a y を 5 0 , 0 0 0 ポイント（5 0 , 0 0 0 円相当）付与する。ただし、奨励対象者が奨励金の交付申請日時点において、市内に住所を有する場合（Ｕターンを除く。）は１人当たり 8 0 , 0 0 0 ポイント（8 0 , 0 0 0 円相当）を、Ｕターンした後、継続して市内に住所を有する場合は１人当たり 1 0 0 , 0 0 0 ポイント（1 0 0 , 0 0 0 円相当）を付与する。

２ 前項の渋 P a y ポイントの有効期間は、ポイント付与の日から１年間とする。

附 則

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。